

平成16年 4月12日

内閣総理大臣

知的財産戦略本部長 小泉純一郎様

大田区長 西野善雄

(財)大田区産業振興協会

理事長 濱岡平一

中小企業における知的財産の活用に関する要望

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当区の事業につきましては、ご支援・ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近時、中小企業の競争力の源泉が高付加価値化による他社との差別化にあるとして、多くの中小企業が、「自社にしかない知的財産で戦う」ことを目指し、知的財産戦略の構築に真剣に取り組みはじめています。

企業経営における知的財産戦略の重要性は、資金力や組織力の面で弱い立場にある中小企業にとって、大企業以上に大きなものといわざるを得ません。

しかしながら、現在の知的財産制度は、費用面等も含めまして、必ずしも中小企業にとって活用しやすいものとは言えない状態にあります。

つきましては、今後の知的財産戦略の推進に当たりましては、下記の事項に十分ご配慮くださいますよう要望いたします。

記

1. 中小企業に対する特許手数料減免制度の拡充

現状の減免措置における資格条件（資力に乏しい中小企業（法人税非課税で設立10年以内）および研究開発型中小企業（開発費が収入金額の3%を超えること））では、新規開発を手掛ける中小企業の大多数にとって、その恩恵を受けることができず、利用実績の乏しいものとなっている。

また、4月より施行されている特許手数料の改定においては、特許維持費用が減額されたものの、審査請求手数料の倍額という結果となり、特許を取得しようとする企業にとってはハードルが高くなったため、資力を持たない中小企業の意欲をそぐことになりかねない。

一方、アメリカには、小規模事業者（関連会社を含めて従業員500人以内）、非営利団体や個人については、特許出願料（日本では減免制度無し）を含めた手数料が50%減額される制度がある。

については、我が国においても、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充など、特許手数料減免制度の拡充を図られたい。

2. 海外での侵害問題に対する公的サポートの実現

経済のグローバル化により、中小企業においても海外での権利侵害に関する被害が増加している。

しかし、多くの企業が有効な対処を行えないまま、放置せざるを得ない状況にある。このことは、知財立国を目指す我が国において、他国との競争の優位性を確立する上での課題となっている。

我が国の中小企業が国際競争力を付けていくためには、自社技術による知財戦略の確立が必要である。

しかしながら対外国との交渉あるいは争いに関して、国のバックアップなしには中小企業は対抗するすべを持たない。国家戦略としての知的財産の安全保障確立こそが急務である。

については、在外公館などに知財担当部門を設置し、権利侵害が発生した場合においては、当該国政府機関への働きかけを行う等のサポート体制の確立を図られたい。

3. 外国特許出願費用助成の制度化

経済のグローバル化により、中小企業においても、国内のみで特許を取得しているだけでは他社に対抗できないため、国外での権利取得が必要となってきている。

しかし、権利取得のための必要な経費とはいえ中小企業にとって大きな負担をしいることとなっている。

そこで、東京都では、平成 15 年度において、我が国における先駆けとしての外国特許出願費用助成制度を創設し、大きな成果をあげているところであるが、現状では、一地域での支援策にとどまっている。

については、国においても東京都の外国特許出願費用助成事業と同様の事業の制度化を図られたい。

4. 戦略的知財活用に向けた人的支援制度の創設

「中小企業の知的財産活用のための東京戦略(平成 15 年 8 月 29 日公表)」によると知的財産について専任の担当者を有する中小企業は 9.7% 不足であり、知財を手掛ける中小企業の多くにあって、知財戦略は経営者自らの専任事項となっているのが実態である。

そのため、ライセンス契約時や侵害対策などに十分な対応が取れないケースが大多数を占め、中小企業における知財戦略の立案は実質的に不可能とならざるをえない。

日本経済の基盤を支える中小企業において、このような状況では、知財立国の実現への道は遠く、プロパテント化を進める諸外国との格差はいっこうに縮まらないと考えられる。

については、知財専門家等を集中的に派遣する等、先進的な中小企業における戦略的知財活用に資する制度の創設を図られたい。

5. 弁理士資格の専門化

近年、技術の革新にともない、知的財産権の範囲も広がり、かつ専門化しており、弁理士サイドにおいても得意とする分野が細分化している。

こういった現状において、中小企業は、特許等の出願時に依頼すべき弁理士の選定に苦慮している。

については、弁理士資格についても、技術士などのように電子・IT・化学・機械など一目で専門分野が確認できるよう改められたい。

併せて、弁理士の実績を容易に調べられるよう、特許庁において、弁理士の取り扱った案件が検索できるシステムの整備を図られたい。

6．特許電子図書館のアクセス改善

インターネット上に開設された特許電子図書館には現在4,800万件を超える特許情報が蓄積されており、24時間無料で利用できるため、中小企業にとっても有益なデータベースとなっている。

しかし、その有益さ故に常時かなりのアクセスが集中し、繋がりにくく、結果としてその利便性を損ねるものとなっている。

本システムは、特許制度による独占の対価としての新技術公開という、特許制度の根幹にも関わるシステムであり、本システムの有効活用が図れない現状は、特許制度そのものの信頼性にも影響を及ぼすものである。

については、特許電子図書館のサーバー・回線の増設など、アクセス面での改善を図られたい。

7．特許侵害等における係争期間の短縮と費用の軽減

中小企業が自社の知的財産権を活用していくにあたり、権利侵害への対応が大きな問題の一つとなっている。

訴訟期間の長期化による費用負担増加の懸念から訴訟手続に踏み切れずに、結果として侵害への対応ができないというケースが多く見受けられる。

については、特許訴訟における審理のよりいっそうの迅速化を図るとともに、中小企業が特許侵害等について起こす訴訟費用を軽減されるよう、関連法令の改正を図られたい。